

# 平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業

## 公募設置等指針等に関する質問への回答

- ・ 平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業 公募設置等指針等に関して、令和6年8月9日までに寄せられた質問への回答を公表します。質問を提出いただきありがとうございました。
- ・ 質問への回答内容については、公募設置等指針等と同等の効力を持つものとします。
- ・ 質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断した箇所については、一部修正しています。また、質問No.等を一部修正しています。

令和6年9月11日  
広島市

■ 公募設置等指針に関する質問への回答

No.	頁	該当箇所			質問内容	回答
1	2	第1	2		事業区域の一部に広島市指定史跡「旧国泰寺愛宕池」が含まれているので、事業開始前には必ず計画地内の文化財等の有無及びその取扱いについて照会する必要があります、とありますが、愛宕池以外にも別添資料4にある事業区域、公募対象公園施設の整備可能区域内に文化財等が存在するということでしょうか。	「旧国泰寺愛宕池」は広島市指定史跡であることから、周辺工事に当たって、本市文化振興課に対し、「文化財等の有無及び取扱いについての照会」をする必要があります。旧国泰寺愛宕池以外の文化財等の有無については、現在把握していませんが、必要に応じて事業者負担にて調査を行ってください。
2	6	第1	5	※2	本市の費用負担は市が認める場合の具体例をお示ください	本市が認める特定公園施設等の具体例については「平和大通りの利活用のための整備イメージ」(以下「整備イメージ」といいます。)を御確認ください。ただし、本市が認める場合とは、本事業の方針に沿った特定公園施設等を指し、これに該当しない施設については本市の費用負担は認められません。特定公園施設等の費用負担の考え方は、公募設置等指針(p.16)第2の3(4)「本市による特定公園施設等の設計・整備に係る費用の負担」を御確認ください。一定の特定公園施設等について、本市が費用の全額負担を認めるわけではありません。
3	6	第1	6	(2)	公募対象公園施設の供用期間が「約18年7か月」と記載があるが、提案者が想定する工事期間(公募対象公園施設・特定公園施設等)および解体期間の提案によって供用期間は前後するという理解でよいか。	公募対象施設の供用開始及び解体時期は公募設置等指針(p.6)第1の6「事業期間」を基本と考えています。工事・解体期間の関係で前後する場合には、事前に本市と協議してください。なお、その場合でも公募設置等計画の認定の有効期間は令和27年12月末までとします。
4	7	第1	7	(1)	設置予定者の選定は、「審査を行い、最も適切であると認められる」とありますが、応募者が1社あるいは1グループの場合でも選定に至るという理解でいいでしょうか。	応募(申請)者が1者でも審査を行います。審査の結果によっては、選定に至らない場合があります。
5	9	第2	2	(2)	その他の樹木や石灯籠等の移設等については市が適切又はやむを得ないと判断できるものはこの限りではないとありますが、提案前に事前に随時ご判断いただけるのでしょうか。	樹木や石灯籠等の移設の適否について、提案前に本市が判断することはありません。
6	10	第2	2	(1)	平和大通り官民連携エリア連絡協議会の構成員をお示ください	公募設置等指針(p.10)第2の2(1)「公募対象公園施設の概要」に記載の「平和大通り官民連携エリア連絡協議会(仮称)」の構成員等の詳細は現時点で決まっています。今後、本市が立ち上げを行うこととしています。なお、当該組織は、公募設置等指針(p.24)に記載している、認定計画提出者の主体的な地域活動(エリアマネジメント活動等を含みます。)とは異なるものであり、こうした地域を包括した活動については、構成を含め、事業者からの積極的な提案を求めています。
7	10	第2	2	(2)	店舗やステージへの搬入で車両が想定されるが搬入路(一時停車含め)などどのように考えられているか。	園路や店舗の位置は提案内容により異なるため、現時点でお示しするものではありません。具体的な車両動線等については、交通管理者への確認の上、認定計画提出者と本市で協議し、決定するものとします。
8	10	第2	2	(2)	対象地域に登録不要の仮設店舗を設置した場合には、対象店舗の面積は、「1,000㎡以下」の計算に算入しないとの理解で問題ないでしょうか。	登記の要否にかかわらず、認定計画提出者が占用しようとする施設(区画)の面積は、公募対象公園施設の規模の上限の計算に算入します。

■ 公募設置等指針に関する質問への回答

No.	頁	該当箇所			質問内容	回答
9	10	第2	2	(2)	別添資料5で建築目安範囲が記されていますが、下水道やNTTの埋設管等があり実質建築不可のエリアが多く含まれているため、建築面積1,000㎡建設できない可能性がございます。公募対象公園施設について平屋を基本とするとありますが、延床面積1,000㎡を上限として一部2階建ても建設可能という理解でよいか。	法令等の基準を満たすものであれば2階建ての施設を提案することは可能です。ただし、提案に当たっては、公募設置等指針(p.10)第2の2(2)に記載のとおり、樹木の環境や周囲の景観にも配慮してください。 なお、1,000㎡の設定は公募対象公園施設の規模の上限を示したものであり、建設を確約するものではありません。
10	10	第2	2	(2)	その他樹木・石燈籠等の移設について可能と判断される基準・協議先をお示ください	その他樹木・石燈籠等の移設に関する基準はありません。また、選定前に応募(申請)者から関係者へ直接協議することは認めません。このため、現段階で協議先を示すことは出来ません。
11	10	第2	2	(2)	公募対象公園施設の規模の上限について、建築物等の高さ基準をお示ください	本市の上位計画・関連法令等を御確認ください。なお、提案に当たっては、公募設置等指針(p.9-10)第2の2(1)「公募対象公園施設の概要」を踏まえた施設デザインを行ってください。
12	10	第2	2	(2)	1,000㎡以下とある公募対象公園施設と一体に占用できる客用テラスを計画する場合、その面積は、デッキなどの施工面積と解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
13	10	第2	2	(2)	建築面積にオープンテラスも含むとありますが、設備置場やゴミ置場等は面積に含まれるでしょうか。	含みます。
14	11	第2	2	(3)	ア 関係法令については「応募者において必要となる手続等を把握した上で」とあるが、提案前に関係諸官庁への調査・ヒアリングを行ってもよいという理解でよいか。また事前に調査に協力いただけるようご調整をお願いします。	前段について、御理解のとおりです。 後段について、選定前の関係諸官庁への調査・ヒアリングに本市は関与しません。
15	11	第2	2	(3)	エ(エ) 「酒類販売を主目的とする用途」とする設備を整備することが出来ない旨記載あるが、「飲酒を目的とする酒類提供」は問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	飲酒を主目的とする施設でなければ、酒類提供は可能です。例えば、カフェ等の施設でメニューの一部としてアルコールを提供することは可としますが、居酒屋やバー等は不可とします。 なお、イベント等についても、酒類販売(飲酒を含みます。)を主目的とする内容については不可とします。
16	12	第2	2	(5)	工事期間中にも1/2の使用料がかかるかとありますが、その面積は建築する建物の建築面積相当でしょうか、それとも仮囲いをする場合はその仮囲いの内面積となるのでしょうか。	建築面積のみではなく、公募対象公園施設を整備するために必要な範囲の面積が対象となります。例えば、作業や資材置場等に必要な面積も含まれます。
17	12	第2	2	(6)	現地管理事務所を設置する場合は特定公園施設として整備し、公募対象公園施設の規模の上限「1,000㎡以下」に含まれないという理解でよいか。	現地管理事務所を特定公園施設として設置することは条件としていません。 特定公園施設として整備する場合、公募対象公園施設の規模の上限の計算には算入しません。一方、公募対象公園施設として整備する場合、規模の上限の計算に算入しますが、当該部分に限り設置許可に係る使用料を全額免除とします。
18	13	第2	2	(7)	植栽管理の工種ごとの頻度(作業回数及び対象区域)を明示してください(昨年度の実績でも構いません)	別添資料1 要求水準書(p.34)に記載のとおり、「公園緑地等維持管理標準仕様書」、「道路・公園緑化ガイドライン」、「平和大通り樹木管理指針」等に準じた上で、必要な頻度を認定計画提出者が提案し、実施してください。 また、現在の植栽管理等の内容については、追加資料1「中区内平和大通り樹木その他保守管理業務特記仕様書(令和5年度)」をご覧ください。なお、本仕様書は、「新たな魅力を創出するエリア」を目指す本事業区域における維持管理の水準を検討する上での参照にとどめるものと考えていますので、民間事業者のノウハウを最大限に活かし、利用者の満足度向上を図るとともに、事業目的に照らし適切な水準の管理を行うようにしてください。

■ 公募設置等指針に関する質問への回答

No.	頁	該当箇所			質問内容	回答
19	14	第2	3	(1)	特定附帯設備が破損した時の認定計画提出者以外の一般利用の方に起因がある場合は修繕・更新費はどのようにお考えでしょうか。	特定附帯設備の破損が利用者等に起因し、当該利用者等が判明している場合、当該利用者等に対して実費を請求することとなります。 その他の場合については、別添資料16 平和大通官民連携エリアにおける公園整備等事業 指定管理業務に関する基本協定書(案)(p.5,6)の「第4章 備品等の扱い」を確認してください。
20	14	第2	3	(1)	特定附帯設備を収納する倉庫等は特定公園施設として整備可能でしょうか。	倉庫は、国補助対象施設ではないことから、特定公園施設としての整備はできません。ただし、公募対象公園施設として特定附帯設備のための倉庫を設置した場合、現地事務所等とみなし、当該部分に限り設置許可に係る使用料を免除します。
21	14	第2	3	(1)	可動式の椅子・机の予算が別途ありますがその数量・大きさなどのガイドラインはありますか。また、可動式とありますが悪天候時の収納場所等は特定公園施設整備の中で計画してもよろしいですか。	前段について、特定附帯設備に関するガイドラインはありません。後段について、収納方法等も踏まえ、本事業にふさわしい内容を提案してください。倉庫等の収納施設を提案する場合は、公募対象公園施設として提案してください。
22	14	第2	3	(1)	可動式の椅子・机の導入にあたり、日々の数量・作動・消耗確認は指定管理者にて行い補修・入れ替えの際は100万円を分岐に営繕補修を指定管理者または市で負担する考え方ででしょうか。	補修については、御理解のとおりです。 更新については、別添資料16 平和大通官民連携エリアにおける公園整備等事業 指定管理業務に関する基本協定書(案)(p.5,6)の「第4章 備品等の扱い」を確認してください。
23	15	第2	3	(3)	整備イメージに示す整備内容の通り整備を行ったとして、利用者がけがをした場合の賠償等含めた対応はどの様にお考えでしょうか	公募設置等指針(p.40)第7の1 リスク分担に記載のとおり、第三者賠償は責めがある当事者が負担します。 整備イメージどおりに整備することをもって、責めがある当事者が本市となる訳ではありません。
24	15	第2	3	(3)	イベント用のインフラ設備を備えたものとすると思いますが、具体的な個所数や容量等をお知らせください。	事業者にて御提案ください。
25	15	第2	3	(3)	電気や給排水設備などのイベント用のインフラ設備も備えたものとする。と記載がありますが、FF、ドミネーション、その他イベントでは使用しないものと考えても宜しいでしょうか。	特定公園施設等として整備する設備については、イベント事業者等が利用する可能性があります。
26	15	第2	3	(3)	整備イメージに示す機能として、樹木等をライトアップとありますが、樹木にLED照明を施し、イルミネーションとする事は可能でしょうか	ルール等を遵守の上、樹木医等と相談して問題なければ実施可能です。
27	17	第2	4		利便増進施設の提案は求めませんとありますが、自動販売機の設置は可能ですか。	利便増進施設とは、駐輪場や看板等を指し、自動販売機は対象ではありません。 一方、公募対象公園施設内に自動販売機を設置する提案をすることは可能です。 ただし、屋外に設置する場合、設置の条件について警察や道路・公園管理者等との協議が必要です。
28	18	第3	3	(1)	樹木点検の程度(簡易なのか重点的なのか)や頻度等の仕様を明示ください	別添資料1 要求水準書(p.34)に記載のとおり、「公園緑地等維持管理標準仕様書」、「道路・公園緑化ガイドライン」、「平和大通り樹木管理指針」等に準じた上で、必要な頻度等を認定計画提出者が提案し、実施してください。
29	18	第3	3	(1)	年間を通して大量に出る『枯枝』や『倒木』の処分費用は別途貴市負担の理解でよいのか。年間の処分費想定額は数百万に及ぶため指定管理料では負担が難しいと考えます。	指定管理業務における維持管理業務(樹木の剪定等)に伴う枯枝や伐採樹木等の処分費については、指定管理者の負担となります。倒木の処分費については、帰責事由により決定します。
30	20	第3	4	(1)	イ 自主事業として指定管理者が主催するイベントの収入は、すべて事業者としての収入と考えてよいでしょうか。	御理解のとおりです。
31	22	第3	4	(4)	指定管理事業について、新たに整備する特定公園施設を含め、水光熱費は別途貴市負担の理解でよいのか。	指定管理業務として、指定管理者(認定計画提出者)の負担となります。

■ 公募設置等指針に関する質問への回答

No.	頁	該当箇所			質問内容	回答
32	22	第3	5	(1)	別添資料24(平和大通り樹木管理指針)に沿った業務を行い樹勢回復に努めますが原則管理指針通りの管理履行でよろしいですか。	御理解のとおりです。ただし、民間事業者のノウハウを活かした効率的な維持管理に資する提案を期待しています。
33	22	第3	5	(2)	本事業整備とは別に予定される総合案内サインや写真パネルの位置・数量・外形は提案提出前までに公表されますか。	総合案内サイン等の設計については、令和6年度中の完了を予定しているため、選定後、認定計画提出者に情報提供することを想定しています。
34	22	第3	5	(2)	市が整備する案内サイン等について指定管理者に求めるものをお示ください	清掃や経年劣化した文字等の張り替え等を想定しています。
35	22	第3	5	(2)	市が整備する案内サインの指定管理費を積算できる資料をお示ください	現段階で提示可能な資料はありませんが、整備イメージでは、事業区域内において、案内サインとパネルを合わせ、13基を想定していました。なお、詳細については今後確定予定です。
36	22	第3	5	(3)	ワークショップで検討されたルールに基づき管理・運営を行う、とありますが、提案時においては策定されていません。ルールの内容次第では提案書記載内容の実施が難しいケースも考えられますが、その内容については協議ができるという理解でよいのか。	御理解のとおりです。
37	22	第3	5	(3)	ワークショップが示すルールの概要・公表時期を教えてください。	ワークショップが示すルールの概要は現段階でお示しできません。公表時期は、令和6年度末の予定です。
38	22	第3	5	(3)	ワークショップには指定管理者も参加する必要があるのかお示ください	今年度のワークショップは、基本協定等締結までに終了予定のため、参加は不要です。来年度以降のワークショップは、開催の有無も含めて未定です。
39	26	第5	1	(1)	ケ 「土木一式工事」に係る認定及び都市公園又は都市公園と類似した公共空間の建設工事の施工実績とは、工事の規模にはこだわらないという理解でよいのか。	都市公園と類似した公共空間とは、良好な都市環境の提供や都市の防災性の向上等に寄与するために設置された、利用者を限定せず、不特定多数の人が利用することのできる広場、緑地等の屋外空間で0.25ha以上の面積を有するものとします。
40	26	第5	1	(1)	ケ 平成21年4月1日以降の実績ですが、都市公園または都市公園と類似した施設の施工実績とは自治体の所有または使用された公共建築物であれば対象となりますか。	公募設置等指針に関する質問への回答No.39を参照してください。
41	26	第5	1	(1)	ケ 参加資格の「建築一式」及び「土木一式」競争入札参加資格のランクの規定はございますか。	規定はありません。
42	26	第5	1	(1)	ケ 特定公園譲渡契約は代表企業1社と締結し、施工資格は建築一式または土木一式の資格保有の代表企業もしくは構成企業によるグループでも可能ですか。	特定公園施設等に関する整備・譲渡契約書の相手方は認定計画提出者(グループの場合は構成法人等全て)となります。代表企業1社のみを相手方とした契約等は想定していません。 施工資格については御理解のとおりです。
43	26	第5	1	(1)	ケ 参加資格を備えたグループによる応募後、構成企業への一括再委託・発注は問題ないとの認識でよろしいですか。	構成法人等全てが認定計画提出者となるため、構成法人等への再委託・発注はありません。
44	26	第5	1	(1)	コ 指定管理業務実績ですが、都市公園または都市公園と類似した公共空間の管理運営実績とありますが公園に限らず、公共建築物でも対象となりますか。	公募設置等指針に関する質問への回答No.39を参照してください。
45	33	第6	2	(4)	ウ(イ) 提出書類⑧の役員名簿は執行役員も含みますでしょうか。	役員の定義は、様式9に記載のとおりです。
46	34	第6	2	(4)	ウ(ウ) 応募(申請)資格関係書類の中の実績を証する書類を具体的に示してください。	契約書の写し、PUBDISの写し、コリンズの写し等実績が確認できる書類を提出してください。
47	41	第7	1		不可抗力によるリスク分担については、引き渡し後のリスク分担についての明記と認識して問題ないでしょうか。 工事期間中の不可抗力による費用の増加については別途協議が可能でしょうか。	公募設置等指針(p.40)第7の1のリスク分担表については、リスク分担の考え方を示しているもので、実際の費用負担については実際の協定書・契約書等の規定に従います。

■ 公募設置等指針に関する質問への回答

No.	頁	該当箇所			質問内容	回答	
48	41	第7	1		公募資料からは埋設インフラ、樹木の根以外は読み取れないため、その他の地中障害物が確認された場合、撤去・処分費用は貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	別添資料15 平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業 Park-PFI事業に関する基本協定書(案)(p.4)第12条第2項のとおり、公募設置等指針等により合理的に予測される範囲のものを除き、市において合理的に必要な範囲で対応及び処理を行うものとします。	
49	41	第7	1		リスク項目 Park-PFI事業_用地のうち、公募資料により想定が可能なものは認定計画提出者負担となっていますが、ここで示す公募資料とは、現在HPで公表されている資料と電子メールで受領申請した資料という理解でいいか。	公募資料そのもののほか、公募資料中に記載のある計画、法令等は全て含みます。	
50	11	第2	2	(3)	オ	別添資料5で提示いただいた資料で確認できない埋設物が発覚した場合は、調査費及び対策費は別途協議の対象となるという理解でいいか。	調査費については、認定計画提出者負担です。対策費については、御理解のとおりです。
	41	第7	1				
51	41	第7	1			工事費の変動について貴市以外の起因の場合認定計画提出者負担となっていますが、協議頂くことは可能でしょうか。	原則、認定計画提出者の負担ですが、協議は可能です。
52	41	第7	1			リスク項目 P-PFI事業_工事費の変動において、貴市に起因しない事由は全て事業者負担となっておりますが、物価変動に伴う工事費変動は貴市負担という理解でいいか。	物価変動による工事費の増減に伴う契約変更は行いません。
53	42	第7	1			市の要求水準に沿って施設整備を行い、利用者が故意に施設を損傷させ、誰が損傷させたかわからない場合、「本市の指示に起因する損傷」とらえてよろしいでしょうか。	質問の内容は、「本市の指示に起因する損傷」には該当せず、原則「上記以外による施設の損傷」として、認定計画提出者の負担となります。
54	42	第7	1			物価変動リスクについて、P43記載の国内企業物価指数の5年間変動指数平均が3%を超過した場合は翌年度以降の改定とありますが別途、最低賃金の上昇の場合も同様平均律で改定頂くことは可能でしょうか。	最低賃金の変動による改定はしません。なお、本事業における指定管理料の改定において考慮する物価変動は、日本銀行が公表する「消費税を除く国内企業物価指数」(総平均の年度平均)を用いており、総合的な事業内容を鑑みて設定しています。
55	42	第7	1			認定計画提出者の業務範囲に関する利用者からの苦情やトラブルなどへの対応は認定計画提出者がリスクを負担することとなるので、現在の指定管理事業や広島市主催のイベント開催時の苦情やトラブル事例をご教授ください。	本市が昨年度委託した社会実験では、周辺住民から音響(エレキギターやDJの演奏)についての意見がありました。
56	42	第7	1			修繕コストについて、100万円未満の小規模な修繕は認定計画提出者の負担となっています。管理費の算出のために、過去5年分の修繕回数・修繕費用(年間)実績数値をご開示下さい。	本事業区域が関連する大まかな修繕実績は以下のとおりです。金額は面積等で按分しています。 ただし、実績は参照にとどめることとし、民間事業者のノウハウを活かした提案を期待しています。 令和元年度:0円 令和2年度:2,133千円(土砂流出部その他修繕、緑地帯土壌改良その他業務、ベンチ修繕、緑地灯表示板) 令和3年度:0円 令和4年度:0円 令和5年度:0円
57						供木の申し出があった場合の対応については、事業者判断に任せただけなのか	樹木は公園施設となることから、寄附申出等があった場合には本市が対応します。なお、仮に植樹等を行う際には、指定管理者(認定計画提出者)と事前に協議します。
58						今回の質疑回答に対する再質疑または個別対話の機会を設けてください。質問の意図と異なった場合も考えられます。	再質疑又は個別対話の予定はありません。

■ 公募設置等指針に関する質問への回答

No.	頁	該当箇所	質問内容	回答
59			図面だけでは詳細を検討できる情報が不足しているため、インフラ資料について、竣工図等のデータ形式のご提供ください。	追加資料2「過去の照明灯工事図面」について、様式1の「受領申請及び秘密保持誓約書」を提出いただいた事業者に配付します。 なお、事業区域全てを網羅しているものではありません。
60			対象地内の地盤調査データはあるか。なければ提案提出前の事前調査は可能か。	前段について、現在提供できるデータはありません。後段について、選定前の調査は認めません。
61			土壌汚染に関する公表資料がない為、確認された場合の調査、対策費はすべて貴市負担という理解でいいか。	別添資料15 平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業 Park-PFI 事業に関する基本協定書(案)(p.4)第11条の各種調査等に基づき、本件業務に関して必要となる各種調査は認定計画提出者が行うこととしているため、土壌調査については、事業者負担で実施してください。 なお、土壌汚染が確認された場合、損害及び増加費用については、公募資料により合理的に予測できるものを除き、原則、本市の負担となります。

■ 別添資料1 要求水準書に関する質問への回答

No.	頁	該当箇所			質問内容	回答
1	3	第2	1	※	公園区域の順次拡大エリアとあるが今回の受託者が指定管理を行うという理解で良いか	本事業における指定管理者の事業範囲は、公募設置等指針（p.3）位置図に示す事業区域のみです。
2	3	第2	2	(1)	存置する慰霊碑・被爆樹木・供木・記念碑等の安全性の確認は、認定計画提出者への引継ぎ時までには貴市が行うという認識でよいか。	慰霊碑・記念碑等の占用物件については、占有者の所有であるため、安全性については、選定後に、認定計画提出者が占有者への聞き取りを行ってください。 樹木については、直近で令和6年7月に調査を行っているため、現時点において、一定程度、安全性が確認されているものと考えています。
3	6	第2	2	(7)	イ 返還時に土地を汚していない事を確認する為、借地する前と返還前に、独自に土壌汚染調査の実施を検討してもよいか。	事業者負担の範囲内で可能です。
4	8	第3	(1)	イ	特定、公募ともに供用開始は1月1日になるのか	令和9年1月1日の供用開始を目指してください。ただし、供用開始日の詳細については、本市と協議の上決定するものとします。
5	9	第3	3	(1)	統括責任者は常駐の必要はないという認識でよいか。	御理解のとおりです。
6	12	第4	1	(4)	ア(ウ) 「電気・設備機器などについては省エネルギータイプを使用するとともに、建築設備の負荷を抑制できる仕上げ材とすること」とありますが、ZEBの取得や太陽光設備機器の搭載の有無など指定があればご回答ください。	本市の指定はありません。
7	13	第4	1	(8)	別紙4でも記載されている本事業区域は、都市公園であり道路であるという事でしょうか。	御理解のとおりです。
8	13	第4	1	(8)	上記質問7を受け、道路であるならば、都市公園法上の建築制限は受けないと考えて宜しいでしょうか。	都市公園法上の建築制限の対象となります。 なお、当該記載の趣旨は、都市公園法上の建築制限が対象外になるとの意味ではなく、本事業が道路に建築物を整備することによる特別な手続（建築基準法第44条第1項第2号に基づき、建築審査会の同意を得た上で特定行政庁の許可を受けること）の必要性を特記したものです。
9	14	第4	2	(2)	イ 公募対象公園施設設計責任者と担当者は兼ねることができると解釈してよろしいでしょうか	可能です。
10	14	第4	2	(2)	イ 公募対象公園施設の設計責任者・設計担当者の資格要件は、建築士法によると解釈してよいでしょうか	建築士法その他、提案内容に基づいて満たすべき資格要件に準じてください。
11	14	第4	2	(2)	イ 公募対象公園施設施工責任者と担当者は兼ねることができると解釈してよろしいでしょうか	可能です。
12	14	第4	2	(2)	イ 公募対象公園施設の施工責任者・設計担当者の資格要件は、建築業法によると解釈してよいでしょうか	建築業法その他、提案内容に基づいて満たすべき資格要件に準じてください。
13	15	第4	2	(2)	ウ(カ) 既設インフラ状況（外構・電気・通信・給水・排水・雨水）が確認できる資料、図面を一式提供頂きたいです。新設インフラ計画、工事費の算出に必要となります。	別添資料5 地下埋設物等の位置図・樹木の支障範囲を参照してください。必要に応じて、事業者負担にてインフラ事業者に対して状況の確認をすることは可とします。
14	15	第4	2	(2)	ウ(カ) 公園内のインフラ工事にて、既存の電気・通信設備の空配管などがあった場合は利用することは可能でしょうか。また空配管があれば、既存図面で資料提示をお願いします。	現時点で空配管の有無は把握しておりません。選定後、必要に応じて事業者負担にて調査することは可とします。 利用については、占有者・管理者等の合意が得られれば可能です。
15	15	第4	2	(2)	ウ(カ) 公園内の受変電設備及び分電盤の位置及び単線結線図を提供頂けないでしょうか。新設建物等のインフラ計画、工事費算出に必要となります。	公募設置等指針に関する質問への回答No.59を参照してください。

■ 別添資料1 要求水準書に関する質問への回答

No.	頁	該当箇所			質問内容	回答
16	15	第4	2	(2)	ウ(カ) 上水道との協議にて給水負担金は発生しますでしょうか。また発生する場合は、本事業における費用に含むかご判断頂けないでしょうか。	上水道における施設整備納付金については、特定公園施設・公募対象公園施設にかかわらず、負担する必要があります。特定公園施設分については、整備費の一部として認めます。公募対象公園施設分については、事業者において負担してください。
17	15	第4	2	(2)	ウ(カ) 下水道との協議にて受益者負担金は発生しないと考えてよいでしょうか。また発生する場合は、必要負担額をお知らせいただき、本事業における費用に含むかご判断頂けないでしょうか。	下水道における受益者負担金については、特定公園施設・公募対象公園施設にかかわらず、負担する必要はありません。
18	15	第4	2	(2)	ウ(カ) インフラ整備にあたり、その他負担金が発生するものがあれば、費用負担区分をお知らせいただき、本事業に含む場合は必要負担額をお知らせください。	インフラ関係の負担金の発生有無については、事業者にて確認してください。費用負担が必要な場合は、別添資料1 要求水準書に関する質問への回答No.16を参照してください。
19	15	第4	2	(2)	ウ(カ) 電力供給事業者と契約している電気引込系統（高圧・低圧）と契約数が分かる資料を提示頂けないでしょうか。また上記系統から既設公園内で設置している私設メーターがあれば、メーター数量（高圧・低圧）、系統数もお知らせください。	現在提供できるデータはありません。既設の照明灯の系統については、公募設置等指針に関する質問への回答No.59を参照してください。
20	15	第4	2	(2)	ウ(カ) インフラ工事における施工基準ですが、公共建築工事標準仕様書に準じた施工が必要でしょうか。または民間仕様（建築家協会仕様）でもよいでしょうか。	特定公園施設等については、公共建築工事標準仕様書に準じてください。
21	15	第4	2	(2)	ウ(カ) インフラ工事における配管等の埋設深さや埋設ルートなど公園内施工基準などがありましたらお知らせください。	公園内施工基準はありません。なお、施工にあたっては、公共建築工事標準仕様書に準じてください。
22	15	第4	2	(3)	イ 営業時間7～22時とは、開店準備、閉店後作業は含まないと解釈してよろしいでしょうか	御理解のとおりです。
23	16	第4	3	(2)	特定公園施設等に求める整備の水準については、本事業において新たに整備する部分に対してであり、手を加えない部分については水準を満たしていなくても問題ないでしょうか。もしくは、対象範囲すべてに対し水準を満たすよう整備する必要があるのでしょうか？	バリアフリーへの対応など法令等に違反しない範囲内において、手を加えない部分について水準を満たしていなくても問題ありませんが、水準を満たすよう努めてください。なお、提案に当たっては、公募設置等指針（p.14）第2の3（1）「特定公園施設等の概要」を踏まえた施設デザインを行ってください。
24	17	第4	3	(2)	ア 交流広場の照明の照度についても、照明設備の要求水準で定められている「夜間 3lx」を確保していればよいという認識で問題ないでしょうか。	御理解のとおりです。ただし、夜間の防犯・安全性を考慮した提案としてください。
25	18	第4	3	(2)	ア 安全な通行を考慮した施設（間接照明、フットライト等）を配置してくださいとありますが、設置範囲は公募対象施設の敷地内と考えてよいでしょうか。	特定公園施設等として整備してください。
26	18	第4	3	(2)	ア 別添資料1 要求水準書に関する質問No.24の屋外照明の電源供給は公募対象施設からの電源供給と考えてよいでしょうか。	別添資料1 要求水準書に関する質問への回答No.25を参照してください。
27	18	第4	3	(2)	ア 夜間照明について、既存の外灯と仕様を合わせる必要はありますでしょうか。（照度や色温度等）その場合、外灯仕様が分かる資料を頂けないでしょうか。	前段について、事業者にて判断してください。参考として、追加資料2「過去の照明灯工事図面」について、様式1の「受領申請及び秘密保持誓約書」を提出いただいた事業者者に配付します。
28	20	第4	3	(3)	イ 特定公園施設の施工責任者・施工担当者の資格要件は、建築業法によると解釈してよいでしょうか	建設業法の他、提案内容に基づいて満たすべき資格要件に準じてください。
29	20	第4	3	(3)	イ 特定公園施設の施工責任者・施工担当者を兼ねることができると考えてよろしいでしょうか	可能です。

■ 別添資料1 要求水準書に関する質問への回答

No.	頁	該当箇所			質問内容	回答	
30	20	第4	3	(3)	イ	特定公園施設の設計責任者・設計担当者の資格要件は、建築士法によると解釈してよいでしょうか	建築士法その他、提案内容に基づいて満たすべき資格要件に準じてください。
31	20	第4	3	(3)	イ	特定公園施設の設計責任者・設計担当者を兼ねることができると考えてよろしいでしょうか	可能です。
32	22	第4	3	(4)	ウ	地盤調査の際、公表された資料から予測されない埋設管等を損傷させた場合、復旧に関する費用は貴市負担という理解でいいか。	事業者負担となりますが、損傷させないよう、事前に必要な調査を行ってください。
33	22	第4	3	(4)	ウ	上下水埋設管上部の地盤調査を管理者と協議の上実施する予定ですが（平板載荷試験を想定）、市としてご意見あればお聞かせ願いたい	本市として特に意見はありません。管理者と協議の上、決定してください。なお、選定前の調査は認めません。
34	22	第4	3	(4)	ウ	敷地測量が必要な範囲は、事業区域(官民連携エリア)すべての範囲でしょうか。また境界確定とは、道路と都市公園の境界のことでしょうか。	前段後段ともに、御理解のとおりです。
35	23	第4	3	(4)	ウ	境界確定とは、道路と都市公園の境界でしょうか？また隣接地権者とはどこを指すのでしょうか。	前段については、別添資料1 要求水準書に関する質問への回答No.34をご参照ください。 後段については、道路管理者を指します。
36	27	第4	3	(5)	イ	工事監理業務は整備事業を行う者以外が行うと記載されていますが複数企業が応募する場合、その中の企業から整備事業を担当する以外の企業が、監理を行うと解釈してよろしいでしょうか	御理解のとおりです。
37	28	第4	3	(5)	イ	特定公園施設の工事監理責任者と担当者を兼ねることができるかと解釈してよろしいでしょうか	可能です。
38	28	第4	3	(5)	イ	特定公園施設の工事監理責任者と設計者を兼ねることができるかと解釈してよろしいでしょうか	可能です。
39	33	第5	1	(4)	イ	要求水準書33P(4) 利用料金の設定等イに明記のある「本市共通の減免料金」とは何を指すのか	本市の規定により、公の団体等が公益上の目的のために公園を利用する場合、その使用料を免除としています。
40	37	第5	2	(5)	イ	樹木が倒壊・半壊・一部崩落などの撤去費・緊急保全費は指定管理者がいったん負担し、後日貴市より精算負担頂けるという理解でよいか。	選定後、本市と認定計画提出者の協議により決定するものとします。
41	37	第5	3	(1)	ア	交通管理者との協議でキッチンカーの設置が不可の場合、土地使用料を払うことで特定公園施設内に設置は可能でしょうか。	交通管理者の合意が得られない場合は、設置することはできません。
42	39	第5	3	(1)	ウ	フラワーフェスティバルなど既存イベントにおいて準備期間も減免となっているが、日数は何日を予定しているか	ひろしまフラワーフェスティバルなどの本件行為許可対象外のイベント等の開催期間中は準備期間も含め、支障がないと判断できるものを除き、原則、行為許可は受け付けないこととしています。 準備期間の参考値として過去実績を以下に示します。 ひろしまフラワーフェスティバル：16日間（R6実績） とうかささん・ゆかたできん祭：11日間（R6実績） ひろしまドリミネーション：63日間（R5実績） なお、現時点でこれらの許認可手続を指定管理者に行わせる予定はありません。準備期間は適宜情報提供したいと考えています。

■ 公募設置等指針に関する別添資料14 評価の基準に対する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所			質問内容	回答
1	別添資料14	4	2	(3)		行政施策に係る取組状況について、応募法人の親会社が充足する場合は、当該応募法人は充足していると評価していただけるのか	例えば、障害者雇用率制度において、企業グループ算定特例等によりグループ全体で実雇用率を推算できるなどというように、法令等に規定された特例制度があり、かつ、応募法人と応募法人の親会社がともに特例制度の適用が認められていれば当該親会社の状況を評価します。
2	別添資料14	5	2	(3)		加点対象となる①～④の資料に関して、グループで応募する場合、構成員に1社でも加点対象に該当しない場合、共同事業体の構成員全員で提出不要なのか	様式7については、代表法人及び構成法人等ごとに提出してください。なお、添付する資料は該当する法人等のみの提出としてください。

■ 公募設置等指針に関する別添資料15 Park-PFI事業に関する基本協定書（案）～18 特定公園施設等に関する整備・譲渡契約書（案）に対する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所			質問内容	回答
1	P-PFI基本協定書	2	1章	7条	1項 2項	認定計画提出者は本業務を第三者に委託・請け負わせることは不可とありますが、グループで参加する場合の構成員への再委託は対象外でよろしいですか。事前に市の承認を得るといのは構成員以外への委託と考えてよろしいですか。	公募設置等指針に関する質問への回答No.43を参照してください。
2	特定公園譲渡契約書					特定公園施設譲渡契約の契約者（認定計画提出者）が代表企業の場合、参加資格（建築または土木）を一部保有していない場合でも締結可能ですか。	公募設置等指針に関する質問への回答No.42を参照してください。

## ■ 公募設置等指針に関する別添資料19 様式集に対する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所	質問内容	回答
1	様式6			本書類は、代表企業と構成員連名で1枚で提出するものか。例えば、代表企業と構成員1社がそれぞれが締結しても良いのか	全ての構成法人等分が提出されている場合に限り、代表企業と構成員1社ごとの提出も可とします。

■ 公募設置等指針に関する別添資料2～13及び別添資料20～24に対する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所	質問内容	回答
1	別添資料4			事業区域を赤枠で図示されていますが現地で明確な境界等はありませんでしょうか	境界が明示されていない箇所もあります。
2	別添資料5			報道によれば、樹勢回復が見込めない50本を伐採するとの事ですが、別添資料では伐採予定は4本しかありません。他の伐採予定箇所の公表をお願いします。	令和6年7月の樹木点検結果に伴い、樹勢の回復が見込めず順次伐採を行うこととしていた樹木は、平和大通り全体で50本、うち本事業区域内に4本あります。本事業区域内の樹木は、別添資料5 地下埋設物等の位置図・樹木の支障範囲において、以下のとおり記載しています。 北-C-2:「43 アラカン」 北-C-3:「38 スリュウヒバ」 南-C-3:「63 クスノキ」 南-C-4:「23 ヒマラヤスギ」 なお、上記4本については現時点で伐採済みです。
3	別添資料5			北-C-1など根系への影響範囲が建築目安範囲表示となっている箇所が多くありますが、その部分は建築が可能であると解釈してよろしいでしょうか。	中低木は移植可能としており、別添資料5 地下埋設物等の位置図・樹木の支障範囲にて下図のように緑枠線・赤塗りつぶしで示した円は、現に樹木はあるが、移植するとした場合の建築目安を示しています。  ただし、移植を確約するものではありません。
4	別添資料6			周辺トイレ位置図では、今回整備するトイレの必要な便器・手洗い個数などが判断できません。想定される各個数をお示しく下さい	事業者にて判断してください。
5	別添資料6			根系への影響範囲は建築物は不可として、テラスなどは設けても可能でしょうか。	根系への影響範囲についても、樹木医等の判断があれば、建築物等を設置できる場合があります。
6	別添資料7			対象敷地内に埋設されている街路灯配線が表記されていません。位置を開示願います。	公募設置等指針に関する質問への回答No.59を参照してください。
7	別添資料8			対象敷地内に埋設されている給水配管が表記されていません。径、位置を開示願います。	必要に応じて、事業者にて確認してください。
8	別添資料9			自転車道歩道整備に伴い伐採移植される樹木等を明示してください	自転車道整備に伴い移植・伐採される樹木については、別添資料5 地下埋設物等の位置図・樹木の支障範囲において、以下のとおり記載しています。 北-C-2:「付近に移植予定」としている「26 ケヤキ」 南-C-3:「付近に移植される予定」としている「117 クスノキ」 南-C-4:「伐採予定」としている「メタセコイア」3本 ただし、今後、変更となる可能性があるため留意してください。なお、北-C-2:「付近に移植予定」としていた「23 サクラ」は現時点で既に伐採・伐根済みであり、移植予定はありません。